

- 付壹圓六拾錢の繰業を支給せられたし
- 5、健康保険給付金即時立替られたし
- 6、飲料水は充分なる設備をせられたし
- 7、暴力行爲を絶對行なわぬこと

十二、經 過

十四日午前二時半一番方坑夫の入坑時を待つて爭議参加を促し九九名を獲得し、て組頭河野時雄の納屋に引揚げ之れを事務所とし一應爭議参加者を各納屋に罷業待機せしめ強硬派二十名が日石幹部應援の下に前記歎願書を會社側に提出し回答を求めたり。

會社側は突然の罷業に驚き直ちに島廻本坑の應援を求めて二番方坑夫より漸く作業を回復すると共に首腦部會議を開き回答案を作成し爭議團代表に示したるも之に應ぜず強硬なる態

度を持て反駁したり。

會社側は爭議團のこの強硬なる態度よりして他の所屬炭坑にも影響するを慮り圓滿なる解決を希望するに至りたる爲所轄後藤寺署長の轉施に依り同日午後十一時双方代表會見折衝の結果十五日未明次の條件を以て解決せり。

十三、解 決 條 件 (覺書)

- 1、個所採炭不能の場合は最低賃銀壹圓三拾錢の日敷を支給す但所定の時間係員指揮に従ひ忠實に稼働したる場合に限り火薬は現在通り社費たること
  - 2、擱進作業なぐれたる場合は一人に付金壹圓參拾錢の繰業を支給す
- 但所定の時間係員の指揮に従ひ忠實に稼働したる場合に限り